

那覇市子育て支援冊子の寄贈に関する
ガイドライン

那覇市
令和元年 9 月

那覇市子育て支援冊子の寄贈に関するガイドライン

このガイドラインは、那覇市民の子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供する冊子（以下「子育て支援冊子」という。）の寄贈を受けるに際して、その製作に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 総則

那覇市（以下「市」という。）へ、子育て支援冊子を製作し寄贈することを希望する事業者（以下「事業者」という。）は、配付期間前年度の10月10日（土日に該当する場合はその前日までとする）までに、「那覇市子育て支援冊子の寄贈業者申込書」（第1号様式）にて、その旨を申し出るものとする。

2 仕様等の基本的な考え方

- (1) 子育て支援冊子の仕様については、別紙仕様を目安とする。
- (2) その他必要な事項に関しては、協議を行なうものとする。

3 広告掲載の基準

子育て支援冊子に掲載する広告は、「医療広告ガイドライン（厚生労働省）」の定める基準を満たし、かつ次の各号に該当しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (3) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (10) 人権を害するおそれのあるもの
- (11) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
- (12) 法律等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (13) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

4 冊子の発行に関する責任

- (1) 冊子の発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- (2) 市は、事業者を提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- (3) 冊子に掲載する広告の販売・作成については、事業者がその一切を行うものとし、販

売方法・価格設定等についても、事業者の責任で行うものとする。

(4) 事業者は、落丁、乱丁があれば必要に応じてその差し替えの要望に対応するものとする。

(5) 事業者は、広告に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

5 事業者への支援

(1) 子育て支援冊子には、那覇市の名称を併記することを認めるものとする。

(2) 子育て支援冊子の作成にあたっては、市の子育て支援に関する情報を提供するものとする。

6 著作権の帰属

子育て支援冊子の行政情報等に関する著作権は、すべて市に帰属し、事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、市の許可を得るものとする。また、行政情報等を除く事業者が制作する情報や広告等に関する著作権は、事業者に帰属し、市が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

7 寄贈を受けない事由

市は、事業者が次のいずれかに該当するときは、子育て支援冊子の寄贈を受けないことが出来るものとする。この場合において、事業者に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 暴力的組織の構成員又は構成員とみなされる者（以下「構成員等」という。）が、役員等（受注者が個人である場合にはその者をいい、受注者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用し、又は暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(9) 本協定に関し、暴力的組織若しくは構成員等から不当介入を受け、若しくは不当介入

による被害を受けたにもかかわらず市に報告せず、又は所轄の関係行政機関に届け出なかったとき。

- (10) 業者が（１）から（９）までのいずれかに該当する者を下請け契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていたとき。

那覇市子育て支援冊子の寄贈に関する仕様

名 称	〇〇〇〇年度版 那覇市「こんにちは赤ちゃん」子育て情報誌
規 格	A4判 ※中綴じ、横書き、左開き ※サイズ・・・A4：縦297mm×横210mm
紙質（表紙）	マットコート紙135kg
紙質（本文）	マットコート紙70kg
総ページ数	45ページ程度
広告ページ数	総ページ数の20%程度
色	4C（フルカラー）
寄贈部数	各年度こんにちは赤ちゃん訪問の対象世帯数×1.05程度 参考(平成30年度対象世帯数約3,000世帯)
寄贈回数	1回
寄贈頻度	1年に1回
寄贈日	配付期間前3月末（予定）
配付期間	各年度中（予定）
配付対象者	こんにちは赤ちゃん訪問の対象世帯
配付方法及び配布部数	こんにちは赤ちゃん訪問時に各対象世帯1部ずつ配布
広告掲載	① 市と事業者双方の掲載基準を遵守するものとし、事業者側の掲載審査後、市による検査を実施する。 ② 本冊子が広告掲載企業による協賛金により無償提供された旨を説明するとともに、広告の掲載は、那覇市が推奨していることを表すものではない旨を明記する。 ③ 広告掲載ページには、 広告 という印字を挿入する。
内 容	① 子育てに関する行政情報 子育て応援課以外の課の情報についても、他課と協議して掲載内容を検討する。 ② 子育てに関わるサポート情報 市独自の資料の作成及び事業者のコンテンツを活用する。 ③ 企業広告 前述の広告掲載の基準を遵守し、決定したものとする。
発行元	那覇市 子育て応援課

第1号様式

那覇市子育て支援冊子の寄贈事業者申込書

令和 年 月 日

那覇市長 宛

申込者

住所（または所在地）

氏名（又は名称及び代表者氏名）

印

電話番号

FAX 番号

担当者氏名

那覇市子育て支援冊子の寄贈に関するガイドラインに基づき、上記のとおり申込みます。